

行政文書公開決定等審査答申書

令和7年10月20日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和7年2月7日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり答申します。

事件番号	254
公開請求に係る行政文書の名称又は内容	前顧問弁護士の解任に関する一切の文書 ただし、選任しなかったこと又は顧問契約を更新しなかったことを含む。 なお、当該一切の文書とは、執行機関における当該顧問弁護士解任の過程及び理由が確認できるものであり、市議会の議事録は除く。
審査の結果	実施機関が文書不存在を理由に非公開決定とした原処分を取り消し、令和5年大和市議会第3回定例会における市議会議員の質疑に対し、「令和5年度末までには顧問契約を終了すると決断した」旨の記載がある市長の答弁案に係る文書を公開すべきである。

第1 審査請求の経過

- 1 令和6年4月4日、審査請求人は、大和市長(以下「実施機関」という。)に対し、前顧問弁護士の解任に関する一切の文書(ただし、選任しなかったこと又は顧問契約を更新しなかったことを含み、市議会の議事録を除く。以下「本件行政文書」という。)の公開請求(以下「原請求」という。)をした。
- 2 同年4月18日、原請求につき、実施機関は、本件行政文書を作成していないことによる文書不存在を理由とし、行政文書非公開決定(令和6年度大和市指令第445号。以下「原処分」という。)をした。
- 3 同年6月5日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

本件行政文書を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 弁護士の顧問契約とは、各年度を単位とする単価契約であるところ、その新規及び継続については、委託者である実施機関に委ねられていることに鑑みれば、その解任が委託者による自由裁量であったとしても、決裁を要する以上、ひとりの職員(長を含む。)が恣意的・意図的に行える行政事務ではないことから、本件行政文書は、所管課において、作成されていることはいうまでもなく、従って、実施機関は、これを審査請求人に公開する義務を負う。

なお、実施機関では、後任の顧問弁護士を選任するにつき、推薦先を大和法曹会とするに至った経緯が確認でき得る内部意思決定文書(以下「別件行政文書」という。)すら作成していないというのであるから、実施機関が顧問弁護士を衡平公正(平等)に選任(選定)していないといわざるを得ず、そうであれば、本件行政文書は、別件行政文書と共に、秘密裏に保管されているものと思料する。

- (2) 前顧問弁護士の顧問契約(以下「本件顧問弁護士契約」という。)の契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間であるところ、前顧問弁護士が令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)においても顧問弁護士に選任されるか否かについては、選任するのであれば選任(契約継続)の理由が、他方、選任しないのであれば解任(契約終了)の理由が、それぞれに存することはいうまでもなく、このことは、当然に実施機関における意思決定であることに鑑みれば、本件行政文書は実施機関において作成されているはずである。

なお、実施機関は令和5年9月大和市議会第3回定例会における市議会議員の質疑に対し、「現在の顧問弁護士につきましては、今年度1年間、令和6年3月末までの委託契約を締結しておりますが、私の市長就任以降も多くの市民や議員の皆様から、先ほど申し上げました市と前市長との関係性や行政の中立性に対し、疑念があるとの声をいただきました。そのような疑念を払拭するため、現在市が抱え

ている訴訟案件の後任者への引継ぎ等の期間を考慮した上で、遅くとも今年度末までには顧問契約を終了することを決断したところでございます。」と答弁するのであるから、この判断こそが大和市行政文書の作成に関する規程（平成19年大和市訓令第10号。以下「規程」という。）第2条第1項所定の「意思決定」となるものなのである。

2 実施機関の主張の要旨

規程第2条第1項は、意思決定を求めるに当たっては、行政文書を作成しなければならないことを規定している。

本件顧問弁護士契約は、契約期間の満了に伴う終了であって、既に締結した契約に基づいて終了するものに過ぎず、その終了に当たっては何ら実施機関の意思決定を要しないから、当然ながら実施機関はこれに係る本件行政文書を作成していない。

審査請求人は、各年度を単位とする契約であっても顧問弁護士の解任に当たっては決裁を要し、翌年度の顧問弁護士として選任しないこと又は翌年度の契約を更新しないことに関する文書が存在するはずだと主張するが、期間満了に伴う契約の終了には決裁を要しないのだから、現に実施機関は当該文書を作成していない。

また、審査請求人は、後任の顧問弁護士の選任につき、別件行政文書が不存在であることから、原処分において不存在とされた本件行政文書が秘密裏に保管されていると主張しているが、令和6年度の後任に係る顧問弁護士委託契約の締結と、本件顧問弁護士契約の終了との間には因果関係は存在しないから、審査請求人の主張は筋違いというべきである。

第4 当審査会の判断

1 関係法令

大和市行政文書の作成に関する規程
（行政文書の作成）

第2条 職員は、意思決定を求めるに当たっては、行政文書を作成しなければならない。

ただし、事案が軽微なものであるとき（略）、又は意思決定の前に行政文書を作成することが困難であるときは、この限りでない。

2～4 略

2 本件行政文書の存否について

(1) まず、本件における最初に求められる判断は、本件行政文書の存否である。

この点につき、実施機関は、本件顧問弁護士契約の契約期間の満了に伴う終了であり、意思決定を要しないから本件行政文書を作成していないと弁明するが、審査請求人が主張するとおり、市議会において「顧問契約を終了することを決断した」と市長自らが述べているのであるから、なんらかの意思決定が存在していることが認められる。

しかし、その前提を踏まえても審査請求人の主張では、当該意思決定に係る文書

は不存在と主張する実施機関の主張を覆すまでの合理的理由は認められない。そこで、審査会の権限により実施機関に対し、情報の提示を求め、本件行政文書の存否について調査を行った。

(2) 実施機関に対し、顧問弁護士を変更した経緯について聴取を行ったところ、以下のとおり説明があった。

- ① 顧問弁護士の契約更新を行わない旨に関する庁内での打合せ、報告等に関する記録文書は作成していない。軽易な打合せや会議についてまで、全ての内容に係る文書が作成されるわけではない。
- ② 顧問弁護士の契約期間を毎年度更新する度に、大和法曹会、神奈川県弁護士会等の法曹団体に顧問弁護士の推薦を依頼しているわけではない。顧問弁護士を変更することとなった令和6年度の際には大和法曹会に後任の推薦を依頼した。
- ③ 令和5年9月大和市議会第3回定例会における市議会議員による事前の質問の通告に際し、市長の答弁の準備のために答弁案の文書を作成しており、その内容は市長の了解を得ている。
- ④ 市長が前顧問弁護士を訪問し、顧問弁護士契約を更新しない旨について説明を行ったとの情報がある。

(3) 調査の結果、「市議会における市長の答弁の準備のための答弁案に係る文書」（以下「市長答弁案」という。）及び「市長が前顧問弁護士を訪問した際のスケジュールに係る文書」（以下「市長訪問スケジュール」という。）が本件行政文書に該当し得ると判断した。そこで各行政文書の存否の調査、各行政文書の内容の精査及び公開の可否を検討した。

3 「市長答弁案」について

(1) 存否と行政文書該当性について

市長答弁案は、市議会において市長が答弁を行う準備のために作成したものである。市の公式な見解は実際に議場における発言であり、それを記録した議事録である。市長答弁案は、保存年限を徒過して廃棄されている可能性があったが、実施機関が調査したところ、データ及び紙媒体が存在した。

市長答弁案は、市議会とのやり取りや組織的な情報収集等がされた上で作成され、市長がその内容を了解しているから、単なるメモ書きとは異なる準備を要するものであって、組織共用性があり、行政文書に該当するものと考えべきである。

(2) 本件行政文書の該当性について

実施機関は、原請求の対象文書が「執行機関における当該顧問弁護士の解任の過程及び理由が確認できるもの」であり、この判断結果が議事録に記載されているため、わざわざ「市議会の議事録は除く」と請求がされたものであって、請求者も市議会の議事録の内容を把握しているから、事実として市議会の議事録と市長答弁案の内容

とが一致していることを踏まえ、審査請求人の請求意図を考慮した上で、市長答弁案は本件行政文書に含まれないと判断し、原処分を行ったと説明した。

しかし、一般論として、議事録は実際に市長が発言した記録であって、市長の答弁案は市議会において市長が答弁を行う事前準備のために作成するものであるから、市長が答弁案のとおり実際に発言するとは限らない。事前に準備した内容と市長が実際に議会で発言した内容に違いがあった場合には、市長はその点で政治判断が問われることになりうるのであって、市長答弁案は議事録と異なる独立した文書として扱う意味がある文書といえる。そのような文書としての性質の違いを踏まえれば、たとえ結果的に内容が同一であったとしても、審査請求人の請求意図に関係なく、本件行政文書として取り扱うことが妥当である。

(3) 公開の可否について

大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号。以下「条例」という。）第7条第4号において、「市の機関（略）が行う事務（略）に関する情報であって、公開することにより、（略）当該事務（略）の性質上、当該事務（略）の公正又は円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることを定めており、「公正又は円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

実施機関は、市長答弁案を公にすることになると、議事録とは異なる答弁内容が市の公的見解であるとの誤解を招くおそれがあり、議会における答弁準備に係る事務の今後の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、質問する市議会議員との信頼関係を前提として、通告された質問要旨の確認、調整等を踏まえて答弁案を作成している過程に鑑みると、その信頼を損なうおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると主張する。

しかしながら、議場で発言されたものは議場をもって優先し、議場での発言を記録した議事録が公的見解となるのは明らかであり、たとえ準備段階の資料である市長答弁案が議事録と内容を異にしたとしても、それが市の公的見解との誤解や混乱に繋がることは判断され難く、市長答弁案を市の公的見解として誤解することは通常は考えられない。とりわけ本件については両者が結果的に同一のものとなったがゆえに尚更誤解の問題は生じ得ない。また市議会議員との信頼関係を損なう法的保護に値する蓋然性も認められず、あくまで抽象的な可能性の範疇に留まるものであるから、条例第7条第4号に該当しない。

他の非公開とすべき事由も見当たらないから、市長答弁案は公開することが妥当である。

4 「市長訪問スケジュール」について

調査の結果、市長が前顧問弁護士を訪問するにあたって日程調整を行った文書やメ

ール等は存在しなかった。また、市長のスケジュールを管理する部署において、市長の日々のスケジュールに係る行政文書を作成していることは判明したが、市長が前顧問弁護士を訪問した記録自体を特定することができなかった。

市長が公的行事による外出の際は別として、私的な用件などで外出する際には単に外出する旨のみが記録されており、つまりは市長が前顧問弁護士を訪問したのは、少なくともスケジュール管理の範疇では、正式な業務として記録されていないものと推測される。

よって、市長訪問スケジュールは特定することができず、本件行政文書としての存在は認めることができない。

5 結論

上記3に述べたとおり、市長答弁案を本件行政文書に該当するものとし、公開することが妥当である。

よって、原処分を取り消し、改めて市長答弁案を公開する決定をすべきである。

第5 審査の経過

令和7年2月 7日 諮問

同年3月27日 第1回審議

同年8月 4日 第2回審議（結審）

大和市情報公開審査会

会長 大津 浩

委員 鈴木 健次

委員 坂田 淳一

委員 福永 清貴